

会津若松市再エネ 100%電力促進補助金
交付申請書類作成の手引き

補助金交付申請にあたっての注意事項

- 補助金交付申請書及び添付書類等の名義はすべて同一であること。
- 押印が必要な書類には、すべて同一の印鑑（申請者本人のもの）であること。
※交付決定後に提出いただく補助金交付請求書にも同じ印鑑を使用してください。
※補助金交付申請書、納税証明書不添付理由書、交付決定後に提出いただく補助金請求書については、提出時に申請者の身分証（顔写真付きのもの）を提示いただければ、押印は不要です。
- 印鑑は認印でも可としますが、シャチハタは不可です。
- 申請書類は環境共生課に必ず持参してください（郵送での受付不可）。
- 申請書類は消えないペンで記入し、修正ペン・修正テープは使用しないでください。
- 申請書類に不備・不足がある場合、書類の受付はできません。
- 公的書類（住民票、市税納税証明書）の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。
- 交付申請書類等の作成にあたり、ご不明な点等がありましたら、環境共生課（0242-23-4700（直通））までお問い合わせください。

補助金交付申請書（第1号様式）

- 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。
 - 申請者住所は、住民票のとおりに入力してください。
- 【契約電力の使用場所】
- 使用場所は、電力を使用している建物の住所を記入してください。
(申請者住所と異なる場合)
 - 申請者住所、住民票記載の住所、契約電力の使用場所は同一であること。
 - 上記のうち、異なるものがある場合は、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。
- 【供給地点特定番号】
- 電気の使用場所を識別するための22桁の番号を記入してください。

【切替前の契約内容】

- 契約事業者、契約メニューは、電力請求明細書等のとおり記入してください。

【切替後の契約内容】

- 契約事業者、お客様番号、契約メニューは、電力請求明細書等のとおり記入してください。

【切替日】

- 切替日は、申請日から1年以内である必要があります。

【補助金の支給方法】

- ご希望の支給方法を選んでください（口座振込（現金）又は会津コイン）。
※会津コインによる支給方法を選択される場合には、別途会津コインのアカウント登録が必要になります。

【誓約・同意事項】

- 記載内容をよく確認いただき、誓約・同意いただける場合は□にチェック『✓』をしてください。

交付申請に関する誓約書兼同意書（第1号様式別紙）

- 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。

- 記載内容をよく確認いただき、申請者住所及び申請者氏名を記入してください。

【添付書類1】

申請者本人の住民票（発行日が申請日より3月以内のもの）

※補助金交付申請書により同意した場合は提出を省略することができる

- 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。

- 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。

- 住民票記載の住所が他の書類に記載された住所等と同一であること。

- 上記のうち、異なるものがある場合は、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

【添付書類2】

申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む））であり、発行日が申請日より3月以内のもの）

※補助金交付申請書により同意した場合は提出を省略することができる

- 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。
- 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
- 必ず申請を行う年度が含まれる納税証明書を取得してください。
（例：令和8年度申請の場合 ⇒ 令和6、7、8年度の納税証明書）
- 申請者が他の者と共有している固定資産がある場合、共有分の納税証明書の提出も必要です。
- 申請日時点で市税を完納していること（申請日時点で納期未到来分は除く）。
※市税の未納がある場合には、申請書類の受付はできません。
- 会津若松市に転入したなどの理由により、過去3年分の市税の納税証明書の提出ができない場合、「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。
※「納税証明書不添付理由書」の様式は、市HPからダウンロードできます。

【添付書類3】

再エネ100%電力メニューの切替直前1月分の電力請求書明細書等の写し

- 契約事業者名、使用期間、電気使用量、請求金額、契約者名等が確認できるものであること。
- 契約者名が申請者氏名と同一であること。

【添付書類4】

再エネ100%電力メニューの切替直後1月分の電力請求書明細書等の写し

- 契約事業者名、使用期間、電気使用量、請求金額、契約者名等が確認できるものであること。
- 契約者名が申請者氏名と同一であること。

【添付書類5】

再エネ 100%電力メニューの契約内容、住所及び供給地点特定番号が確認できる書面の写し

- 契約事業者名、契約メニュー、契約者名、契約住所、契約切替日、供給地点特定番号が確認できるものであること。
(例：契約書、契約事業者のウェブページ、電力請求明細書等)
※情報の紐づけが出来れば、複数の書類を組み合わせることも可能です。
- 切替日が令和7年6月1日以降であること。
- 契約者名が申請者氏名と同一であること。

【該当者のみ】

前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類

- 契約電力の使用場所が住居表示実施区域内の場合、所在地の同一を確認できる書類（下記）の提出が必要となる場合があります。
 - ・ 住居番号付番通知書（住居番号付番届を提出すると交付されます）
 - ・ 住居番号付番証明書（市民課窓口で交付）

【該当者のみ】

債権者登録申請書（口座振込（現金）の場合）

- 補助金を交付する口座を登録していただきますので、記入例に従い、必要事項を記入してください。
- 必ず申請者名義の口座を登録してください。
- 口座番号を確認するため、通帳の写し（支店名、口座番号が分かるもの）も併せ提出してください。